

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）（抄）

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

【農林水産省】

(3) 農地法（昭 27 法 229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭 44 法 58）

(i) 農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

- ・農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則第 19 条第 4 項に基づき、同法施行後 5 年（平成 26 年）を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・農地転用許可に係る事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度及び農業振興地域制度に係る課題について意見交換を行うため、国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場を設ける。

(ii) 農地転用の許可、農用地区域からの除外等について、以下のとおり、その要件の緩和又は明確化を行う。

①農業の六次産業化の推進

- ・農家レストランについて、第 185 回国会において成立した「国家戦略特別区域法」（平 25 法 107）に基づく国家戦略特別区域において、農用地区域内に設置することができるよう要件緩和を行う。その上で、効果を検証し、全国に適用することも検討する。
- ・農用地区域内における農業者が設置する農畜産物加工施設及び販売施設について、地域で生産する農畜産物を使用することが可能となるよう要件緩和を行う。

②再生可能エネルギーの利活用の促進

- ・第 185 回国会において成立した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平 25 法 81）に基づき、市町村が基本計画の中で再生可能エネルギー発電設備整備区域を設定し、荒廃農地等を適切に同区域に設定した場合、原則転用できない第 1 種農地についても、再生可能エネルギー発電設備の設置を可能とする。
- ・農用地区域内に設置が認められる農業用施設に含まれる稲藁等のバイオマス施設を明確化する。

③集落の維持等農業・農村の活性化

- ・農地転用の不許可の例外とされる住宅や居住者の日常生活上又は業務上必要な施設として認められる要件である「集落接続」の判断について、当該集落の実情を踏まえた判断が可能であることを明確化する。
- ・農地転用の不許可の例外とされる一般国道等の沿道に設置される休憩所等に含まれるコンビニエンスストア及びその駐車場について明確化する。
- ・農業用施設の利用者のための駐車場等について、農業用施設に含まれることを明確化する。
- ・家畜等の管理のために畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、これを地域の農業の振興を図るための市町村の計画に位置付けて、農用地区域から除外し設置することが可能であることを明確化する。